

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後		改 正 前	
用語の意義		用語の意義	
消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。		消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。	
(省略) 国外事業者	(省略) 法第 2 条第 1 項第 4 号の 2 《定義》に規定する国外事業者をいう。	(同左) 国外事業者	(同左) 法第 2 条第 1 項第 4 号の 2 《定義》に規定する国外事業者をいう。
<u>通算子法人</u>	<u>法第 2 条第 12 号の 7 《定義》に規定する通算子法人をいう。</u>	<u>連結子法人</u>	<u>法第 2 条第 12 号の 7 の 3 号《定義》に規定する連結子法人をいう。</u>
<u>通算法人</u>	<u>法第 2 条第 12 号の 7 の 2 《定義》に規定する通算法人をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>通算親法人</u>	<u>法第 2 条第 12 号の 6 の 7 《定義》に規定する通算親法人をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>通算完全支配関係</u>	<u>法第 2 条第 12 号の 7 の 7 《定義》に規定する通算完全支配関係をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
資産の譲渡等	法第 2 条第 1 項第 8 号 《定義》に規定する資産の譲渡等をいう。	資産の譲渡等	法第 2 条第 1 項第 8 号 《定義》に規定する資産の譲渡等をいう。
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
(課税期間の特例適用法人等が解散した場合の課税期間) 3-2-3 内国法人 (<u>通算子法人を除く。以下 3-2-3 において同じ。</u>) が課税期間の中途において解散 (<u>合併による解散を除く。以下 3-2-3 において同じ。</u>) した場合には、当該解散した内国法人の課税期間は、その		(課税期間の特例適用法人等が解散した場合の課税期間) 3-2-3 内国法人 (<u>連結子法人を除く。以下 3-2-3 において同じ。</u>) が課税期間の中途において解散した場合には、当該解散した内国法人の課税期間は、その事業年度開始の日から法第 14 条第 1 項第 1 号《解散の場	

改 正 後	改 正 前
<p>事業年度開始の日から法第 14 条第 1 項第 1 号《<u>解散の場合の事業年度の特例</u>》に規定する解散の日までの期間となり、当該課税期間の翌課税期間は、当該解散の日の翌日からその事業年度終了の日（同日までに残余財産が確定した場合は、その確定した日）までの期間となることに留意する。この場合において、当該解散した内国法人が法第 19 条第 1 項第 4 号又は第 4 号の 2 《課税期間の特例》の規定の適用を受けているときの課税期間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の期間となることに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第 19 条第 1 項第 4 号の 2 の規定の適用を受けている場合 その期間が 1 月を超える場合は 1 月ごとに区分した各期間（最後に 1 月未満の期間を生じたときは、その 1 月未満の期間）</p> <p>(注) 1 <u>法第 14 条第 1 項第 6 号から第 9 号まで《事業年度の特例》に掲げる事実が生じた法人について、その事業年度が当該各号に定める日に終了し、これに続く事業年度が同日の翌日から開始する場合においても同様である。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>(更生会社等の課税期間)</p> <p>3-2-4 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下 3-2-4 において「更生特例法」という。）の適用を受けている法人（以下 3-2-4 において「<u>更生会社等</u>」という。）で更生手続開始の決定があったものの事業年度は、会社更生法第 232 条第 2 項《事業年度の特例》又は更生特例法第 148 条の 2 第 2 項若しくは第 321 条の 2 第 2 項《事業年度の特例》の規定により、更生計画認可の時（その時までに更生手続が終了したときは、その終了の日。以下 3-2-4 において同じ。）に終了するのであるから、法第 19 条《課税期間》に規定する課税期間の末日は、当該更生計画認可の時となることに留意する。</p>	<p>合のみなし事業年度》に規定する解散の日までの期間となり、当該課税期間の翌課税期間は、当該解散の日の翌日からその事業年度終了の日（同日までに残余財産が確定した場合は、その確定した日）までの期間となることに留意する。この場合において、当該解散した内国法人が法第 19 条第 1 項第 4 号又は第 4 号の 2 《課税期間の特例》の規定の適用を受けているときの課税期間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の期間となることに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第 19 条第 1 項第 4 号の 2 の規定の適用を受けている場合 その期間が 1 月を超える場合は 1 月ごとに区分した各期間（最後に 1 月未満の期間を生じたときは、その 1 月未満の期間）</p> <p>(注) 1 <u>内国法人が法第 14 条第 1 項第 22 号《継続》に掲げる場合又は外国法人が同項第 23 号、第 24 号若しくは第 25 号《みなし事業年度》に掲げる場合に該当し、当該各号に掲げる期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなされた場合においても同様である。</u></p> <p>2 (同左)</p> <p>(更生会社等の課税期間)</p> <p>3-2-4 <u>更生会社等</u>（会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下 3-2-4 において「更生特例法」という。）の適用を受けている法人をいう。以下 3-2-4 において同じ。）の事業年度は、会社更生法第 232 条第 2 項《事業年度の特例》又は更生特例法第 148 条の 2 第 2 項若しくは第 321 条の 2 第 2 項《事業年度の特例》の規定により、更生計画認可の時（その時までに更生手続が終了したときは、その終了の日。以下 3-2-4 において同じ。）に終了するのであるから、法第 19 条《課税期間》に規定する課税期間の末日は、当該更生計画認可の時となることに留意する。</p> <p>なお、更生手続が終了したときの、その終了の日とは、次に掲げる日</p>

改 正 後	改 正 前
<p>なお、更生手続が終了したときの、その終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(注) <u>1</u> 更生計画の認可決定後における更生会社等の事業年度は、会社更生法第 239 条《更生手続終結の決定》（更生特例法第 153 条若しくは第 326 条《更生手続終結の決定》の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続の終結の決定又は会社更生法第 241 条《更生計画認可後の更生手続の廃止》（更生特例法第 155 条若しくは第 328 条《更生計画認可後の更生手続の廃止》の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続の廃止の決定とは関係なく、当該更生会社等の定款に定める事業年度の終了の日において終了することに留意する。</p> <p><u>2</u> <u>通算子法人に更生手続開始の決定があった場合であっても、当該通算子法人が当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度を通じて当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるときは、当該通算子法人の事業年度は、法第 14 条第 3 項《事業年度の特例》の規定により当該通算親法人の事業年度と同じ期間となることに留意する。</u></p> <p>(漁業権等の範囲)</p> <p>5-7-9 令第 6 条第 1 項第 8 号《漁業権等の所在地》に規定する「漁業権」又は「入漁権」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの権利を含む。）。</p> <p>(1) 漁業権 漁業法第 60 条第 1 項《漁業権の定義》に規定する定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。</p> <p>(2) 入漁権 漁業法第 60 条第 7 項《入漁権の定義》に規定する入漁権をいう。</p>	<p>をいうものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(注) 更生計画の認可決定後における更生会社等の事業年度は、会社更生法第 239 条《更生手続終結の決定》（更生特例法第 153 条若しくは第 326 条《更生手続終結の決定》の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続の終結の決定又は会社更生法第 241 条《更生計画認可後の更生手続の廃止》（更生特例法第 155 条若しくは第 328 条《更生計画認可後の更生手続の廃止》の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続の廃止の決定とは関係なく、当該更生会社等の定款に定める事業年度の終了の日において終了することに留意する。</p> <p>(漁業権等の範囲)</p> <p>5-7-9 令第 6 条第 1 項第 8 号《漁業権等の所在地》に規定する「漁業権」又は「入漁権」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの権利を含む。）。</p> <p>(1) 漁業権 漁業法第 6 条第 1 項《漁業権の定義》に規定する定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。</p> <p>(2) 入漁権 漁業法第 7 条《入漁権の定義》に規定する入漁権をいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(非課税となる行政手数料等の範囲等)</p> <p>6-5-1 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人其他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託又は指定を受けた者が徴収する手数料等で法別表第一第5号イ及びロ《国、地方公共団体等が行う役務の提供》の規定により非課税となるのは、次のものであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下6-5-1において「独法等情報公開法」という。)第2条第1項《定義》に規定する独立行政法人等又は<u>個人情報保護に関する法律</u>(以下6-5-1において「<u>個人情報保護法</u>」という。)第2条第9項《定義》に規定する独立行政法人等のうち法別表第三に掲げる法人以外の法人が独法等情報公開法第17条第1項《手数料》又は<u>個人情報保護法第89条第3項《手数料》</u>若しくは第117条第3項《手数料》に基づき徴収する手数料又は利用料</p> <p>(注) 法別表第三に掲げる法人が独法等情報公開法第17条第1項《手数料》又は<u>個人情報保護法第89条第3項《手数料》</u>若しくは第117条第3項《手数料》に基づき徴収する手数料又は利用料は(1)ニ又はチに該当する。</p> <p>(輸出証明書等)</p> <p>7-2-23 法第7条第2項《輸出証明》に規定する「その課税資産の譲渡等が……、財務省令で定めるところにより証明されたもの」又は租特法規則第36条第1項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。</p>	<p>(非課税となる行政手数料等の範囲等)</p> <p>6-5-1 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人其他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託又は指定を受けた者が徴収する手数料等で法別表第一第5号イ及びロ《国、地方公共団体等が行う役務の提供》の規定により非課税となるのは、次のものであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下6-5-1において「独法等情報公開法」という。)第2条第1項《定義》に規定する独立行政法人等又は<u>独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律</u>(以下6-5-1において「<u>独法等個人情報保護法</u>」という。)第2条第1項《定義》に規定する独立行政法人等のうち法別表第三に掲げる法人以外の法人が独法等情報公開法第17条第1項《手数料》又は<u>独法等個人情報保護法第26条第1項《手数料》</u>若しくは第44条の13第1項《手数料》に基づき徴収する手数料</p> <p>(注) 法別表第三に掲げる法人が独法等情報公開法第17条第1項《手数料》又は<u>独法等個人情報保護法第26条第1項《手数料》</u>若しくは第44条の13第1項《手数料》に基づき徴収する手数料は(1)ニ又はチに該当する。</p> <p>(輸出証明書等)</p> <p>7-2-23 法第7条第2項《輸出証明》に規定する「その課税資産の譲渡等が……、財務省令で定めるところにより証明されたもの」又は租特法規則第36条第1項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 法第7条第1項第1号《輸出免税》に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けである場合</p> <p>イ 関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定により輸出の許可を受ける貨物である場合（船舶又は航空機の貸付けである場合を除く。） 輸出許可書</p> <p>ロ～ト （省略）</p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p>（物品切手等の評価）</p> <p>10-1-9 次に掲げる資産を課税資産の譲渡等の対価として取得した場合には、それぞれ次に掲げる金額が当該課税資産の譲渡等の金額となる。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 定期金に関する権利又は信託の受益権 相続税法又は<u>財産評価基本通達</u>に定めるところに準じて評価した価額</p> <p>(3) （省略）</p> <p>11-3-11 <u>（削除）</u></p>	<p>(1) 法第7条第1項第1号《輸出免税》に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けである場合</p> <p>イ 関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定により輸出の許可を受ける貨物である場合（船舶又は航空機の貸付けである場合を除く。） 輸出許可書</p> <p><u>（注） 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第3条《情報通信技術活用法の適用》の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して輸出申告し、輸出の許可があったものにあつては、「輸出許可通知書（輸出申告控）」又は「輸出申告控」及び「輸出許可通知書」が輸出許可書に該当するものとする。</u></p> <p>ロ～ト （同左）</p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p>（物品切手等の評価）</p> <p>10-1-9 次に掲げる資産を課税資産の譲渡等の対価として取得した場合には、それぞれ次に掲げる金額が当該課税資産の譲渡等の金額となる。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 定期金に関する権利又は信託の受益権 相続税法又は<u>相続税評価通達</u>に定めるところに準じて評価した価額</p> <p>(3) （同左）</p> <p><u>（電子申告の場合の輸入の許可があつたことを証する書類）</u></p> <p>11-3-11 <u>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第3条《情報通信技術活用法の適用》の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して輸入申告したものについて、輸入の許可があつた場合における令第49条第5項第1号《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等》に規定する輸入の許可があつたことを証す</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(消費税申告期限延長届出書を提出できる場合)</p> <p>15-2-8 法第45条の2第1項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定による消費税申告書(同項に規定する消費税申告書をいう。以下15-2-8において同じ。)の提出期限の延長を受けることができる法人は、延長届出書(同項に規定する延長届出書をいう。以下15-2-9までにおいて同じ。)を提出した法人で、法第75条の2第1項《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定の適用を受けた法人であって、法第60条第8項《国、地方公共団体等の申告期限の特例等》の規定の適用により消費税申告書の提出期限が延長される法人以外の法人に限られるのであるが、法第75条の2第1項(通算法人にあつては、同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する同条第1項)の提出期限の延長の処分を受けていない場合(同条第8項の規定(通算法人にあつては、同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する同条第8項の規定)により読み替えて準用する法第75条第5項《確定申告書の提出期限の延長》の規定によりみなされていない場合を含む。)であっても、当該延長届出書は提出できることに留意する。</p>	<p><u>る書類は、「輸入申告控」及び「輸入許可通知書」とする。</u></p> <p>(消費税申告期限延長届出書を提出できる場合)</p> <p>15-2-8 法第45条の2第1項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定による消費税申告書(同項に規定する消費税申告書をいう。以下15-2-8において同じ。)の提出期限の延長を受けることができる法人は、延長届出書(同項に規定する延長届出書をいう。以下15-2-9までにおいて同じ。)を提出した法人で、法第75条の2第1項《確定申告書の提出期限の延長の特例》(法第144条の8《確定申告書の提出期限の延長の特例》)において準用する場合を含む。以下15-2-8において同じ。)の規定の適用を受けた法人であって、法第60条第8項《国、地方公共団体等の申告期限の特例等》の規定の適用により消費税申告書の提出期限が延長される法人以外の法人に限られるのであるが、法第75条の2第1項の提出期限の延長の処分を受けていない場合(同条第8項の規定により読み替えて準用する法第75条第5項《確定申告書の提出期限の延長》の規定によりみなされていない場合を含む。)であっても、当該延長届出書は提出できることに留意する。</p> <p>(注) <u>法第45条の2第2項の規定の適用についても同様である。</u></p>